



取市発第438号
令和3年12月23日

調査請求人 XXXXXXXXXX 様

取手市長 藤井 信吾



取手市政治倫理審査会からの調査結果書の写しの送付について

取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）第14条第1項の規定により、令和3年10月25日付けで提出された調査請求について、12月22日付けで取手市政治倫理審査会から回答がありましたので、同条第5項の規定により写しを別添のとおり送付します。

【お問合せ先】

取手市役所総務部総務課

担当：松崎・山本・沖渕

電話：0297-74-2141

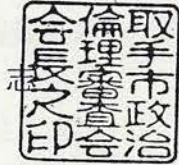
内線：1125



取政倫審発第8号
令和3年12月22日

取手市長 藤井信吾 殿

取手市政治倫理審査会
会長 高久匡



調査請求に対する調査結果について

取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、令和3年11月4日付け取総発第739号で調査を求められた件（以下「本件調査請求」という。）に関し、当審査会において調査を行いました。

その結果について、条例第14条第3項の規定により下記のとおり回答します。

記

1 調査請求の対象となった者
藤井 信吾 取手市長

2 調査請求の概要

当審査会に提出された調査請求書によると、調査請求人は大要次のとおり主張し、調査を求めている。

- (1) 藤井信吾取手市長（以下「市長」という。）は、平成28年から現在まで、取手市も加入する一部事務組合である茨城県南水道企業団（以下「企業団」という。）の企業長を務めている。
- (2) 市長が代表を務める政治団体「取手新時代をひらく会」（以下「ひらく会」という。）の収支報告書によると、寄附年月日が平成29年6月19日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額9万9000円、記載住所はX（個人情報のため記号で代替する。以下Y及びZも同じ。）、職業は代表

取締役社長との記載があるもの（以下「第1寄附」という。）、寄附年月日が平成31年2月19日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額10万円、記載住所はX、職業は代表取締役社長との記載があるもの（以下「第2寄附」という。）、寄附年月日が令和元年7月6日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額9万9000円、記載住所はX、職業は代表取締役社長との記載があるもの（以下「第3寄附」という。）、それぞれが記載されている。

(3) 法人登記によれば、寄附者甲は、水道関連工事などを手がける乙株式会社の代表取締役である。

第1～第3寄附の当時、乙株式会社の本店所在地は、ひらく会の収支報告書における寄附者甲の寄附者住所として記載された住所と同一の地番である。

また、寄附者甲の住所は、同じ法人登記によれば、乙株式会社の本店所在地とは異なる地番である。

(4) 市長が企業団の企業長を務めている間、乙株式会社取手支店は、企業団発注の排水管布設替工事を、平成29年5月31日執行分（別紙入札結果一覧番号2）、平成30年7月4日執行分（別紙入札結果一覧番号9）、令和元年10月23日執行分（別紙入札結果一覧番号13）、令和2年9月29日執行分（別紙入札結果一覧番号17）、令和3年2月16日執行分（別紙入札結果一覧番号21）、5回工事を受注している。

(5) 寄附者甲は会社を代表して契約行為を行う代表取締役であり、ひらく会の収支報告書の住所欄は寄附者甲個人の住所ではなく、会社本店の住所地が記載されている。よって、一連の寄附は個人名目となっているが、実体は会社としての寄附である。これは、条例第4条第5号前段にある企業からの寄附に該当し、受注業者から市長への税金の環流とのそしりを免れない。

(6) 寄附者甲は、乙株式会社が企業団から平成29年5月31日執行分（別紙入札結果一覧番号2）の工事を落札して間もない平成29年6月19日に寄附をしております（第1寄附）、この寄附は政治的・道義的に重大な疑義のある「受注の謝礼」と推認できる。よって、条例第4条第5号後段にある「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」に該当する。

3 調査の方法

当審査会では、条例第11条第2項の規定に基づき、次の各当事者に対して文書により調査を依頼し、各当事者からの回答を踏まえ、当審査会として議論した。

なお、当審査会の調査は、いわゆる捜査とは異なり、調査に対する回答が義務付けられているものではないが、当審査会の調査に必要な範囲で行っているものであり、当審査会として判断するために必要であるとして、可能な限りの協力

を要請した。

(文書による調査を依頼した者)

- ア 取手新時代をひらく会 (代表：藤井信吾市長)
- イ 寄附者甲
- ウ 乙株式会社
- エ 茨城県南水道企業団 (企業長：藤井信吾企業長)

4 調査結果 (結論)

当審査会において調査した結果、本件調査請求に係る案件は、条例第4条第5号前段ないし後段のいずれの政治倫理基準にも該当するとはいえないと判断する。

5 調査結果 (本文)

(1) 明らかな事実

登記簿上の乙株式会社の本店所在地は令和3年3月末日まではX、同年4月1日からはYが乙株式会社の本店所在地となり、登記簿上の寄附者甲の住所はZである。

乙株式会社の支店である乙株式会社取手支店は、平成29年4月1日以降、企業団の工事(入札方法はすべて指名競争の方法による。)につき、別紙入札結果一覧番号1～26に入札し、うち2, 9, 13, 17, 21を落札した。

企業団では予定価格が5000万円以上の工事については一般競争入札とされるが(茨城県南水道企業団水道事業会計規程第100条の2)、予定価格が5000万円未満の工事については指名競争入札とされ、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会(委員長は事務所長、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程第1条第1項第4号及び同条第2項各号)、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等(専決区分に基づく、茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3 1 所長の専決事項 工事請負関係(2)・2 次長の専決事項 工事請負関係(2)・3 課長の専決事項 工事請負関係(1))となっている(以下、茨城県南水道企業団水道事業会計規程・茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程・茨城県南水道企業団管理規程をあわせて「各規程」という。)

(2) 第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に該当するとの請求について

- ア 第1～第3寄附が乙株式会社からの寄附に該当するか

(ア) 条例第4条第5号前段の寄附主体

条例第4条第5号前段は「政治活動に関して会社その他の団体（政党及び政治団体を除く。）から寄附を受けないものとし」と定め、寄附を行う主体につき「会社その他の団体」と定義している。

この点、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）では、第2条第1項で「この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。」として国民個人の自発的意思の抑制をしないことを基本理念とし、この基本理念を受けて法第22条第2項では「個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、150万円を超えることができない。」と国民個人の寄附につき同一のその他の政治団体に対する寄附を年間150万円まで許容している。

条例の上位法である法が法第22条第2項で個人献金を明文で同一の者に対して年間150万円まで許容していること、条例第4条第5号前段が明文で「会社その他の団体」と限定し会社その他の団体ではない自然人を除外していることから、条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指し、自然人は含まれないと解される。

(イ) 乙株式会社が第1～第3寄附を行ったか

条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指すことから、会社その他の団体である乙株式会社が第1～第3寄附を行ったのであれば条例第4条第5号前段に該当することとなるため、本件につき検討する。

乙株式会社は、当審査会の調査に対して、会社としての寄附を行っておらず、法人会計処理としてもひらく会に対して寄附を行っていないことを、法人としての決算報告書及び総勘定元帳を添付の上で回答している。

前記決算報告書及び総勘定元帳によれば、乙株式会社は、平成28年10月1日から平成29年9月30日まで、及び平成30年10月1日から令和元年9月30日までの各期において、一定額の寄附金をそれぞれ支出しているものの、その支出先は公益財団法人や特定非営利活動法人に対するものであり、いずれもひらく会を含む政治団体や資金管理団体に対するものではなかった。

次に、寄附者甲は、当審査会の調査に対して、個人的な寄附であること、また、寄附者甲自身の個人資産から、私的な応援の意図をもって寄附をしたと回答している。

そして、ひらく会は、当審査会の調査に対して、寄附者甲からの寄附が政治活動の支援の一環であるとの理解の下、個人からの寄附として認識し、収支報告書に記載した旨を回答している。なお、寄附金を受領した際の寄附者甲の住所の確

認について、寄附金を受領した際に寄附者甲の住所を確認せず、後に領収書の送付先を寄附者甲に聞いたところ会社住所を送付先として指定されたため確認不足のまま収支報告書に会社住所を記載したとのことである。ただしひらく会は、現在、寄附者甲の正しい自宅住所を把握したことから、収支報告書の住所の訂正を茨城県選挙管理委員会に対し届け出る予定であると併せて回答し、その後、令和3年12月10日付けで茨城県選挙管理委員会に対し収支報告書の住所の訂正について届け出た旨を、訂正されたものの写しを添付して回答している。

ひらく会の回答によれば、ひらく会の事務手続において、寄附者甲の住所に係る確認を欠いた点があることは否定できないものの、前述のとおり乙株式会社の財務会計処理においてひらく会に対する寄附が行われていないことが判明していることに加え、寄附者甲からの回答もあわせて考えると、ひらく会の収支報告書において乙株式会社の住所が記載されていることのみをもって、直ちに乙株式会社による寄附、すなわち会社その他の団体からの寄附と判断することはできない。

このことを踏まえると、乙株式会社が第1～第3寄附を行ったと認めることはできず、寄附者甲からの第1～第3寄附が、条例第4条第5号前段の「会社その他の団体からの寄附」に該当するとはいえない。

なお、調査請求人は、当該寄附が受注業者から市長への税金の環流である旨を主張するが、第1～第3寄附を会社その他の団体である乙株式会社が行ったものではないことから、税金ないし水道使用料収入の環流とも認められない。

イ 第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるか

前述のとおり条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指し、自然人は含まれないと解されるが、念のため、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるかを検討する。

この点、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるためには、乙株式会社の会社資産と寄附者甲の個人資産とは明確に区別されているため第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたということ、または寄附によって乙株式会社が工事受注に有利になったなどの乙株式会社が工事を落札したと寄附との関連性が明らかに認められることなどの特段の事情が必要と解される。

(ア) 乙株式会社資産からの直接支出の有無

前述のように、第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたという証拠はない。

また、寄附者甲からも第1～第3寄附の寄附金は寄附者甲個人の資産から支出したとの回答があり、第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたという事実は認められない。

そして、収支明細書の寄附者甲の住所として乙株式会社の所在地が記載されていた点につき、当審査会からの調査に対し、ひらく会からは寄附金を受領した際に寄附者甲の住所を確認せず、後に領収書の送付先を寄附者甲に聞いたところ会社住所を送付先として指定されたため確認不足のまま収支報告書に会社住所を記載したとの回答があった。

ただし、収支報告書に記載すべき住所として、自宅住所を回答したと記憶していると寄附者甲は当審査会に対して回答している。

ひらく会の事務手続において、寄附者甲の住所に係る確認を欠いた点があることは否定できないものの、第1～第3寄附につき乙株式会社が直接支出したとの事実が認められないため、住所の記載のみをもって第1～第3寄附につき乙株式会社が行ったとの認定をすることまではできない。

なお、寄附者甲は乙株式会社の代表取締役として乙株式会社から給与等の形式で収入を得ているが、会社から給与等を得てそれを原資として寄附を行った場合まで実質的に会社の寄附とみなすとすれば、会社から収入を得ている自然人が寄附を行った場合はすべて会社の寄附となってしまうこととなり、法第22条第2項で個人献金を明文で同一の者に対して年間150万円まで許容していることと相反するため、妥当でない。

(イ) 乙株式会社が企業団の工事を落札したことと寄附との関連性の有無

a 第1～第3寄附と企業団の工事の関係性

調査請求人は、乙株式会社が企業団の工事のうち別紙入札結果一覧番号2, 9, 13, 17, 21を落札し、乙株式会社の代表取締役である寄附者甲がひらく会に第1～第3寄附をしたことを理由として調査請求を行っているため、第1～第3寄附と企業団の工事受注の関係について検討する。

b ひらく会の代表である市長が受注選定に関与するか

別紙入札結果一覧番号2, 9, 13, 17, 21はいずれも工事の予定価格が5000万円以上ではないため、指名競争入札の方法によって入札が行われているが、各規程によると、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等となる。

各規程上、別紙入札結果一覧番号2, 9, 13, 17, 21はいずれも予定価格が5000万円未満であることから、業者選定につきいずれも最終決定権者は企業長である市長ではないため、指名業者選定の最終決定において第1～第3寄附を受けたひらく会の代表である市長が関与することはない。

c 第1～第3寄附によって乙株式会社が有利になったか

乙株式会社が企業団の工事のうち入札した工事は、当審査会における調査の結果、別紙入札結果一覧のとおり平成29年度から令和3年度現在(企業団から

の回答によると、直近で該当する入札は令和3年11月16日)までの間で26件であるが、そのうち落札できなかつた工事が21件、落札して請負工事業者となったのが5件である。

このことからすると、落札できなかつた工事の件数が落札した工事の4倍以上となっており、入札において乙株式会社が有利になったということはいえない。

また、別紙入札結果一覧番号2, 9, 13, 17, 21の落札結果は、予定価格980万円を910万円(別紙入札結果一覧番号2)、予定価格3610万円を3328万円(別紙入札結果一覧番号9)、予定価格3310万円を3090万円(別紙入札結果一覧番号13)、予定価格2310万円を2150万円(別紙入札結果一覧番号17)、予定価格2310万円を2170万円(別紙入札結果一覧番号21)と、すべて落札価格が予定価格を下回っており、落札したいずれの工事においても受注額が有利になったということもいえない。

もし乙株式会社の入札が第1～第3寄附により有利になったのであれば、入札した工事につき落札できなかつた工事の方が多数であることと整合しない。

そして落札した各工事はいずれも予定価格を落札価格が下回っていることから、第1～第3寄附によって乙株式会社の落札価格が有利になったという事情も認められない。

d 結語

以上のように、乙株式会社の資産から第1～第3寄附が支出されたと認められないこと、乙株式会社が入札を行った別紙入札結果一覧番号1～26はすべて指名業者選定の最終決定権者が契約審査委員会(委員長は事務所長)もしくは事務所長等(専決区分に基づく)であつて企業長である市長が各規程上関与することがなく、乙株式会社の入札件数と落札結果の件数を比較すると26件入札したうち落札できなかつた件数が21件と多数で、かつ落札した工事についても落札価格はすべて予定価格を下回っており、乙株式会社が第1～第3寄附によって落札価格が有利になったという事実は認められず、工事の落札と寄附との関連性があるとまで認めることもできないことから、第1～第3寄附が実体として乙株式会社からの寄附であつたとは認められない。

ウ 結論

第1～第3寄附はいずれも乙株式会社によるひらく会への寄附ではないと認められることから、寄附者甲からの寄附が、条例第4条第5号前段にある「会社その他の団体からの寄附」に該当するとは認められない。

また法第22条第2項との関係で条例第4条第5号前段の寄附主体を自然人と解することは困難であるが、仮に自然人を含める解釈をしたとしても、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附であるとの特段の事情もない。

よって、第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に該当するとはいえない。

(3) 第1寄附が別紙入札結果一覧番号2との関係で条例第4条第5号後段に該当するとの請求について

ア 条例第4条第5号後段の寄附主体と条例第4条第5号後段該当性
条例第4条第5号後段の寄附主体につき検討する。

法は政治活動の公明と公正を確保することを目的として、企業・団体からの寄附について政党及び政治資金団体への寄附を除き禁止しており、これは条例第4条第5号前段の規定にも合致しているところである。

そして条例第4条第5号後段は条例第4条第5号前段を受けて同一の号内で規定されているため、条例第4条第5号後段の主体も「会社その他の団体」であると解される。

そうすると、5(2)ア(イ)で前述したように、第1寄附は乙株式会社が行った寄附であるとの証拠はないため、第1寄附が条例第4条第5号後段に該当するとはいえない。

イ 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該当するか

個人による寄附は政治資金規正法の規定趣旨からも保障されるべきものである一方で、条例第4条第5号後段の規定により、個人からの寄附であっても、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附については、政治倫理上の問題として、同号の政治倫理基準に該当するおそれがあるとも考えられるため、条例第4条第5号後段の主体につき自然人も含まれるとした場合に、第1寄附が政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附(条例第4条第5号後段)に該当するかを念のため検討する。

(ア) 別紙入札結果一覧番号2の工事と企業長の関与の有無

企業団から提出された各規程によれば、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等となっており、企業団からの回答のとおりであることが認められる。

企業団は、当審査会の調査に対して、企業長に指名選定の結果は報告しているものの、企業長は指名競争入札における指名業者選定に関与しておらず、また、指名業者選定の最終決定権者は契約審査委員会(委員長:企業団事務所長)又は金額による専決区分に基づいて企業団事務所長、次長及び課長であり、いずれにしても企業長ではないと回答している。

また、別紙入札結果一覧番号2の企業団が執行した入札は、指名競争入札により乙株式会社が落札しているが、別紙入札結果一覧番号2の予定価格が200

万円以上3000万円未満であり、指名業者の最終決定権は茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3 1 所長の専決事項 工事請負関係(2)に記載のとおり所長の専決事項で企業長である市長は最終決定権を有していないのであるから、指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与しているとは認められない。

(イ) 乙株式会社が入札した工事の落札状況の変動の有無

上記事実に加えて、企業団が発注した工事の受注に対する乙株式会社による謝礼であると直接に判断され得る資料も、特段、調査請求人からは提出されていない。

また、もし第1寄附が別紙入札結果一覧番号2についての乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であったとすれば、第1寄附の後に企業団による指名競争入札の指名選定において、乙株式会社が入札した工事について乙株式会社が高い割合で落札したなどの執行状況の変動があり得るところであるが、そのような事実をうかがわせるような資料もなく、かえって5(2)イ(イ)c記載のとおり、乙株式会社が入札した26件のうち乙株式会社が落札できたのは5件で、落札できなかった工事のほうが4倍以上の多数であったことが認められる。

このことからすると、別紙入札結果一覧番号2の入札の結果、乙株式会社が企業団が発注した工事を落札したという事実を踏まえても、乙株式会社が入札した26件のうち、乙株式会社が落札できたのは5件で、落札できなかった工事のほうが多数であることからすると、市長が第1寄附を別紙入札結果一覧番号2の落札に対する乙株式会社からの謝礼として受領し、そのことで別紙入札結果一覧番号3以降の指名業者最終選定が左右されたという形跡がないため、企業団が乙株式会社を指名競争入札業者として選定するに当たり、企業長である市長が乙株式会社の代表取締役である寄附者甲から寄附を受けたことで、乙株式会社に便宜を図った事実や、選定に際して影響力を行使したという事実も認められない。

(ウ) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該当するか

以上のとおり、別紙入札結果一覧番号1～26の最終業者選定に際して市長は規程上最終決定権を有しておらず、かつ市長が別紙入札結果一覧番号1～26に関与をした形跡も認められず、市長が乙株式会社に対し便宜を図った事実や影響力行使の事実もうかがわれないのであるから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということとはできない。

ウ 結論

これらの事情を総括すると、寄附者甲からの寄附は、乙株式会社による寄附、すなわち企業からの寄附と判断することはできないことに加え、企業団の各規

程では別紙入札結果一覧番号2の指名業者最終決定権は所長の専決事項とされていること、別紙入札結果一覧番号3以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数となっていることからすると、別紙入札結果一覧番号2の指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与していたとは認められない。

そして乙株式会社から提出された決算報告書及び総勘定元帳からも乙株式会社の会社資産から第1寄附がされていない事実が確認できること、市長が別紙入札結果一覧番号2につき各規程で指名業者選定の最終決定権者とされていないこと、別紙入札結果一覧番号3以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数であったことからすると、別紙入札結果一覧番号2との関係で第1寄附が乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であると認定することはできず、さらに別紙入札結果一覧番号1～26の最終業者選定に際して市長は規程上最終決定権を有しておらず、かつ市長が別紙入札結果一覧番号1～26に関与をした形跡も認められず、市長が乙株式会社に対し便宜を図った事実や影響力行使の事実もうかがわれないのであるから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということとはできない。

よって、第1寄附について、別紙入札結果一覧番号2との関係で条例第4条第5号後段に該当するということもできない。

(4) 総括

以上のことから、本件調査請求において条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとして請求されている第1～第3寄附についてはいずれも、条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとはいえず、「4 調査結果（結論）」のとおり判断するものである。

6 付言

当審査会における調査の結果は、前記の調査結果のとおりであるが、本件調査請求の調査の結果を踏まえ、当審査会として次のとおり付言する。

収支報告書の記載は正確に行う必要があり、市民から疑義を持たれることのないよう、政治団体としての事務の執行には注意されたい。

番号	開札日	工番	入札方法	予定価格	落札業者名	落札結果 (落札価格)	入札業者
1	平成29年5月31日	平成29年度 県南水新工第5-6号	指名競争入札	34,900,000	A社	33,200,000	乙株式会社, A社, B社, C社, D社, E社, F社, G社
2	平成29年5月31日	平成29年度 県南水新工第5-8号	指名競争入札	9,800,000	乙株式会社	9,100,000	乙株式会社, C社, E社, F社, G社
3	平成29年9月26日	平成29年度 県南水新工第5-11号	指名競争入札	28,900,000	B社	27,450,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社, G社
4	平成29年11月10日	平成29年度 県南水新工第4-18号	指名競争入札	7,440,000	E社	7,050,000	乙株式会社, C社, E社, F社, H社
5	平成29年11月10日	平成29年度 県南水新工第4-19号	指名競争入札	7,310,000	C社	7,000,000	乙株式会社, C社, E社, F社, I社
6	平成30年5月16日	平成30年度 県南水新工第5-3号	指名競争入札	30,200,000	G社	28,950,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社, G社
7	平成30年5月31日	平成30年度 県南水新工第4-9号	指名競争入札	26,600,000	F社	25,250,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社
8	平成30年5月31日	平成30年度 県南水新工第5-5号	指名競争入札	27,600,000	A社	26,200,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社
9	平成30年7月4日	平成30年度 県南水新工第4-10号	指名競争入札	36,100,000	乙株式会社	33,280,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社, G社
10	平成30年12月11日	平成30年度 県南水新工第4-20号	指名競争入札	21,600,000	C社	20,500,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社, G社
11	平成30年12月26日	平成30年度 県南水新工第4-18号	指名競争入札	12,400,000	G社	11,780,000	乙株式会社, A社, B社, F社, G社
12	平成31年3月15日	平成30年度 県南水新工第5-21号	指名競争入札	10,200,000	F社	9,650,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社
13	令和元年10月23日	平成31年度 県南水新工第5-21号	指名競争入札	33,100,000	乙株式会社	30,900,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社, G社
14	令和2年3月4日	平成31年度 県南水新工第5-43号	指名競争入札	16,500,000	I社	15,670,000	乙株式会社, F社, G社, I社, J社, K社, L社
15	令和2年3月24日	平成31年度 県南水新工第5-48号	指名競争入札	10,600,000	G社	10,070,000	乙株式会社, B社, E社, F社, G社
16	令和2年4月22日	令和2年度 県南水新工第5-5号	指名競争入札	31,300,000	F社	29,700,000	乙株式会社, B社, E社, F社, J社, L社, M社
17	令和2年9月29日	令和2年度 国補県南水新工第5-19号	指名競争入札	23,100,000	乙株式会社	21,500,000	乙株式会社, B社, E社, F社, G社
18	令和3年1月12日	令和2年度 県南水新工第6-4号	指名競争入札	28,800,000	N社	27,300,000	乙株式会社, A社, B社, C社, F社, G社, K社, M社, N社
19	令和3年1月28日	令和2年度 県南水新工第5-22号	指名競争入札	33,800,000	G社	32,100,000	乙株式会社, B社, F社, G社, I社, J社, K社, L社, O社
20	令和3年1月28日	令和2年度 県南水新工第5-40号	指名競争入札	24,100,000	O社	22,890,000	乙株式会社, B社, F社, G社, I社, J社, K社, L社, O社
21	令和3年2月16日	令和2年度 県南水新工第5-42号	指名競争入札	23,100,000	乙株式会社	21,700,000	乙株式会社, A社, B社, C社, E社, F社, G社
22	令和3年8月17日	令和3年度 県南水新工第5-24号	指名競争入札	18,100,000	P社	17,180,000	乙株式会社, G社, H社, I社, J社, O社, P社
23	令和3年9月7日	令和3年度 県南水新工第5-25号	指名競争入札	20,600,000	G社	19,550,000	乙株式会社, B社, G社, I社, J社, O社
24	令和3年9月7日	令和3年度 県南水新工第5-26号	指名競争入札	9,810,000	J社	9,320,000	乙株式会社, B社, G社, H社, I社, J社, O社
25	令和3年9月7日	令和3年度 県南水新工第5-27号	指名競争入札	9,610,000	H社	9,100,000	乙株式会社, B社, G社, H社, I社, J社, O社
26	令和3年11月16日	令和3年度 県南水新工第5-33号	指名競争入札	24,700,000	Q社	23,460,000	乙株式会社, A社, B社, F社, J社, Q社

（入札の公告）

第 100 条 企業長又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者（以下「契約権者」という。）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき入札の公告をする場合には、その入札期日の 10 日前までに茨城県南水道企業団公告式条例（昭和 49 年条例第 5 号）による掲示その他の方法により行わなければならない。

2 前項に規定する公告には、政令第 167 条の 6 に規定するもののほか次の各号に掲げる事項について記載しなければならない。

- (1) 入札の方法及び入札に付する事項
- (2) 入札の心得及び入札保証金に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 契約保証金及び契約書作成に関する事項
- (5) 最低制限価格に関する事項
- (6) 契約が議会の議決を必要とするものであるときは、契約の成立に関する事項

（対象工事）

第 100 条の 2 企業長は、契約の性質又は目的により、一般競争入札を適性かつ合理的に行うため、一般競争入札の対象工事は、予定価格が 5 千万円以上の工事とする。ただし、企業長が、一般競争入札の方法以外の入札方法によることが適当であると認めるものについては、この限りではない。

（一般競争入札の参加者の資格審査）

第 101 条 契約権者は、政令第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき一般競争入札を行う場合には入札と参加する者の資格基準を定めておき、その入札に参加しようとする者に事前に資格審査申請書を提出させなければならない。この場合において契約権者はその者の資格審査を行わなければならない。

- 2 契約権者は、前項に規定する審査により入札に参加する資格を有する者と認めた場合には、その者の名簿を作成し、申請者に審査の結果を通知しなければならない。
- 3 前項の規定に基づき、資格がある旨の通知を受けた者でなければ入札に参加することができない。

第3章 専決

（専決事項）

第14条 所長及び次長並びに課長の専決することができる事項（以下「専決事項」という。）は別に定めるもののほか、別表第3のとおりとする。

（専決の制限）

第15条 所長は、この規程において定める専決事項であっても、次の各号の一に該当すると認めるときは、企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案が重要であるとき。
- (2) 事案が異例に属し、または先例となるおそれがあるとき。
- (3) 事案について紛議論争のあるとき、又は紛議論争を生ずるおそれがあるとき。
- (4) その他特に企業長において事案を了知しておく必要があるとき。

（類推による専決）

第16条 所長は、この規程において専決事項として定められていない事項であっても、事案の内容により、専決することが適当であると認められるものは、この規程に準じ、専決することができる。

（報告）

第17条 所長は、必要があると認めるときは、専決した事項を企業長に報告しなければならない。

別表第3

専決事項

1 所長の専決事項

一 般 的 事 項	<p>(1) 次長及び参事の事務引継に関する事。</p> <p>(2) 比較的重要な通知、照会、申請、進達、副申、報告、証明等に関する事。</p> <p>(3) 比較的重要な使用料等の減免に関する事。</p> <p>(4) 次長及び参事の休暇の承認に関する事。</p> <p>(5) 次長及び参事の3日以内の旅行命令に関する事。</p> <p>(6) 課長の引続き4日以上旅行命令に関する事。</p> <p>(7) 雇用期間が2ヶ月以内の臨時雇用人の雇用、解雇に関する事。</p> <p>(8) 任用候補者名簿による任用の方法、意向調査の実施に関する事。</p> <p>(9) 職員の研修の実施に関する事。</p> <p>(10) 職員の保健、厚生実施細目の決定及び実施に関する事。</p> <p>(11) 労働協約の実施細目に関する事。</p> <p>(12) 指定給水装置工事事業者に関する事。</p>
財 務 関 係	<p>(1) 100万円以上1,000万円未満の物品の購入に関する事。</p> <p>(2) 100万円以上1,000万円未満の物品の修繕に関する事。</p> <p>(3) 100万円以上1,000万円未満の業務委託に関する事。</p> <p>(4) 5万円以上100万円未満の負担金等の予算の執行に関する事。</p> <p>(5) 5万円以上10万円未満の自動車、会場、機械器具の借上に関する事。</p> <p>(6) 5万円以上10万円未満の賃借契約に関する事。</p> <p>(7) 2万円未満の食糧費、交際費の予算の執行に関する事。</p> <p>(8) 50万円以上100万円未満の不用品の売却又は処分に関する事。</p> <p>(9) 評価額又は総額1,000万円未満の財産の寄附受入れの承認。</p> <p>(10) 1件の金額50万円以上100万円未満の諸収入金の滞納処分及びその執行停止処分に関する事。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (11) 工費表の作成に関する事。 (12) 公債費に関する事。 (13) 一時借入金に関する事。 (14) 目間の予算の流用に関する事。 (15) 100万円以上 2,000万円未満の収入・支出命令に関する事。
工事請負関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件 300万円以上 3,000万円未満の工事の施行及び製造の請負に係る予算の執行に関する事。 (2) 1件 200万円以上 3,000万円未満の工事の契約、予定価格の決定、受注者の指名に関する事。 (3) 1件 300万円以上 3,000万円未満の工事の出来高検査及び竣工検査並びに承認に関する事。 (4) 1件 300万円以上 3,000万円未満の工事の延期願いの承認に関する事。 (5) 1件 200万円以上 3,000万円未満の工事入札の立会人の指名に関する事。 (6) 1件 50万円以上 300万円未満の設計変更に関する事。 (7) 受託工事の単価の決定に関する事。

2 次長の専決事項

一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課長の事務引継に関する事。 (2) 比較的重要な通知、照会、申請、進達、副申、報告、証明等に関する事。 (3) 比較的重要な使用料等の減免に関する事。 (4) 課長の休暇の承認に関する事。 (5) 課長の3日以内の旅行命令に関する事。 (6) 課長補佐以下の引続き4日以上旅行命令に関する事。 (7) 雇用期間が2ヶ月以内の臨時雇用の雇用、解雇に関する事。 (8) 任用候補者名簿による任用の方法、意向調査の実施に関する事。 (9) 職員の研修の実施に関する事。 (10) 職員の保健、厚生実施細目の決定及び実施に関する事。 (11) 労働協約の実施細目に関する事。 (12) 指定給水装置工事事業者に関する事。
財務関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 50万円以上 100万円未満の物品の購入に関する事。 (2) 50万円以上 100万円未満の物品の修繕に関する事。 (3) 50万円以上 100万円未満の業務委託に関する事。 (4) 1万円以上5万円未満の負担金等の予算の執行に関する事。 (5) 1万円以上5万円未満の自動車、会場、機械器具の借上に関する事。 (6) 1万円以上5万円未満の賃借契約に関する事。 (7) 1万円未満の食糧費、交際費の予算の執行に関する事。 (8) 10万円以上 50万円未満の不用品の売却又は処分に関する事。 (9) 評価額又は総額 50万円未満の財産の寄附受入れの承認。 (10) 1件の金額5万円以上 50万円未満の諸収入金の滞納処分及びその執行停止処分に関する事。 (11) 工費表の作成に関する事。 (12) 公債費に関する事。 (13) 一時借入金に関する事。 (14) 目間の予算の流用に関する事。 (15) 50万円以上 100万円未満の収入・支出命令に関する事。

工事請負関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件 50 万円以上 300 万円未満の工事の施行及び製造の請負に係る予算の執行に関する事。 (2) 1件 50 万円以上 200 万円未満の工事の契約、予定価格の決定、受注者の指名に関する事。 (3) 1件 50 万円以上 300 万円未満の工事の出来高検査及び竣工検査並びに承認に関する事。 (4) 1件 50 万円以上 300 万円未満の工事の延期願いの承認に関する事。 (5) 1件 50 万円以上 200 万円未満の工事入札の立会人の指名に関する事。 (6) 1件 10 万円以上 50 万円未満の設計変更に関する事。 (7) 受託工事の単価の決定に関する事。
--------	---

3 課長の専決事項

一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所属職員の事務引継に関する事。 (2) 所属職員時間外勤務命令に関する事。 (3) 課長補佐以下の休暇の承認に関する事。 (4) 課長補佐以下の引続き3日以内の旅行命令に関する事。 (5) 定例的経常的な通知、照会、申請、進達、副申、報告、証明等に関する事。 (6) 使用料、手数料の納入通知書の発行及び督促に関する事。 (7) 恒例的な使用料等の減免に関する事。 (8) 職員の宿日直に関する事。 (9) 庁構内立入者の取締に関する事。 (10) メータ点検等のため土地立入に関する事。 (11) 貯蔵品の受入れ及び払出しに関する事。 (12) 出庫価格の決定に関する事。 (13) 水道使用料の認定および使用開始、中止、用途の変更等に関する事。 (14) 扶養手当及び通勤手当の認定に関する事。 (15) 市町村職員組合及び退職手当組合関係の給付又は支払手続きに関する事。 (16) 社会保険失業保険の資格取得及び喪失手続きに関する事。 (17) 労働者災害補償保険の給付手続きに関する事。 (18) 源泉所得税の納付及び特別徴収市町村税の送付に関する事。 (19) 法定外控除金の処理に関する事。 (20) 自動車、家屋等の保険契約の手続きに関する事。 (21) 例規類等の編集追録、加除、及び保管管理に関する事。 (22) 自動車、自転車の使用許可及び管理に関する事。
財務関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 50 万円未満の物品購入及び契約に関する事。 (2) 50 万円未満の物品の修繕に関する事。 (3) 50 万円未満の業務委託に関する事。 (4) 1万円未満の負担金等予算の執行に関する事。 (5) 1万円未満の自動車、会場、機械器具の借上に関する事。 (6) 1万円未満の賃借契約に関する事。 (7) 10 万円未満の不用品の売却又は処分に関する事。 (8) 1件5万円未満の諸収入金の延滞処分及びその執行停止処分に関する事。 (9) 節間の予算の流用に関する事。 (10) 義務的経費、旅費、報酬、給与、法定福利費、通信運搬費、光熱水費、動力費、保険料、厚生費、退職給与金、浄水購入費、企業債利息、借入金利息、企業債償還

	<p>金等の予算執行に関すること。</p> <p>(11) 戻出、振替命令に関すること。</p> <p>(12) 過誤納金の還付に関すること。</p> <p>(13) 使用料、手数料及びその他の収入調定に関すること。</p> <p>(14) 50万円未満の収入・支出命令に関すること。</p> <p>(15) 諸収入金に関すること。</p>
<p>工事請負関係</p>	<p>(1) 1件 50万円未満の工事の契約、予定価格の決定、受注者の指名に関すること。</p> <p>(2) 1件 50万円未満の工事の出来高検査及び竣工検査に関すること。</p> <p>(3) 1件 50万円未満の工事延期願の承認に関すること。</p> <p>(4) 1件 50万円未満の工事入札の立会人の指名に関すること。</p> <p>(5) 電気、ガス及び電話の契約に関すること。</p> <p>(6) 1件 50万円未満の工事の設計施行及び施設の補修に関すること。</p> <p>(7) 工事の出来高検査及び竣工検査の立会に関すること。</p> <p>(8) 1件 10万円未満の設計変更に関すること。</p> <p>(9) 給水工事の設計審査及び竣工検査に関すること。</p> <p>(10) 測量及び調査のため土地立入に関すること。</p> <p>(11) 工事のための道路占用許可及び交通禁止又は制限の申請に関すること。</p>

○茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程

平成19年4月18日企業団訓令第9号

茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程

(委員会の設置)

第1条 次の各号に掲げる事項を審査するため、茨城県南水道企業団契約審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 茨城県南水道企業団競争入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格の審査
 - (2) 契約方式の選定及び入札参加条件の審査
 - (3) 共同企業体による施工の可否
 - (4) 茨城県南水道企業団工事等入札指名業者選定基準要領に基づく指名業者の選定
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の適用の可否
 - (6) 茨城県南水道企業団工事等入札参加指名停止措置要領に基づく事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の措置
 - (7) 入札談合の情報があつた場合における入札参加者の事情聴取の実施及び入札時間の繰り下げ若しくは、入札延期等の決定
 - (8) 前各号のほか必要と認める事項
- 2 前項第4号は、次の各号の一に該当する契約に係る指名業者の選定とする。
- (1) 工事又は製造の請負契約で、1件の契約予定金額が3,000万円以上のもの
 - (2) 設計、測量、各種調査及び維持管理業務委託等の契約で、1件の契約予定金額が1,000万円以上のもの
 - (3) 前2号に掲げる契約以外の契約で、1件の契約予定金額が500万円以上のもの
- 3 前項に規定する契約以外の契約に係る指名業者選定は、契約主管課長が契約指名業者の選定伺いを作成する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の組織は次のとおりとする。ただし、前条第2項の審査を行うときは、契約主管課長を委員から除くものとする。

委員長 事務所長

副委員長 次長

委員 経営企画課長・総務課長・会計課長・業務課長・給水課長・施設課長・配水課長

2 委員長は、会務を総理し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、不可同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(持ち回り審査)

第4条 委員長は、やむを得ない事情がある場合において、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって委員会の審査に代えることができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、請負業者選定にいたる経過及び協議過程の意見、並びに審査において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約主管課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

この写しは原本と相違ないことを証明する。

茨城県取手市長 藤井信吾

